

食安輸発1021第4号  
平成23年10月21日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成23年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(中国産きくらげのピフェントリン及びパラグアイ産ごまの種子のイミダクロプリド)

平成23年度輸入食品等モニタリング計画については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第15号（最終改正：平成23年10月19日付け食安輸発1019第1号）に基づき実施しているところです。

今般、下記の食品について検査命令を解除したことから、平成23年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、上記通知の別表第2に下記を追加しますので、御了知の上、関係業者等への周知等よろしく申し上げます。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目
平成23年10月21日	中国	きくらげ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬 (ピフェントリン)
平成23年10月21日	パラグアイ	ごまの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬 (イミダクロプリド)